**荷台からの転落、手足の挟まれ事故に注意！**

**バック時は　降りて確認　乗っても確認**

**2時間ごとに、15分休憩！**

# 鉄板落下で2人死亡 運送会社社長に有罪判決

「落下防止の措置を適切に指導する注意義務を怠った」

**鉄板30枚をワイヤ1本で…落下防ぐ義務あった**

10月15日 16時29分

おととし、広島県の国道で、トレーラーの荷台から落下した鉄板に当たり、対向車の２人が死亡した事故で、業務上過失致死などの罪に問われたトレーラーの運転手の勤務先の社長に対し、広島地方裁判所は「落下防止の措置を適切に指導する注意義務を怠った」として、執行猶予のついた有罪判決を言い渡しました。運転手が勤務していた運送会社社長の被告（３９）が、運転手が危険な鉄板の積み方をしているのを認識していたのに、事故防止の適切な指導を行わなかったなどとして、業務上過失致死などの罪に問われています。裁判長は「運行管理者として運転手に積み荷の落下防止の措置を具体的に指導し、状況を報告させるといった業務上の注意義務を怠った」と指摘しました。そのうえで、「落下の危険を認識しながら、２人が死亡する事故という取り返しのつかない結果を招いた」として、禁錮２年、執行猶予３年を言い渡しました。この事故を巡っては、トレーラーの運転手が禁錮３年６か月の実刑判決が確定しています。被害者参加制度で代理人として裁判に参加した高橋正人弁護士は「運行管理者の刑事責任を認めた画期的な判決だ。積み荷の落下防止の措置を指示し、運転手からの報告を受け、さらに改善させるという運行管理者の具体的な指導方法を提示した判決で、運送業界全体にとっても大きな抑止力になる」と話しました。

**荷主と協力　防ごう　労災事故**

**自分は、事故を起こすはずがない？　事故に遭うはずがない？**

**（16～20時）、夕暮れ・夜間の歩行者・自転車に注意**

○交差点では、歩行者・自転車をしっかり確認
○信号・一時停止の標識を確認、確実に守る
○ルール無視の横断歩行者・自転車に要注意

**交差点　「右左確認／よ～し！」**

# 交差点、右折時、横断中の高2はね死亡させる

2014年10月15日(水)11時28分

14日午後4時ごろ、福島県の信号機のある交差点で高2年の女性（17）がトラックにはねられた。女性は頭を強く打ち間もなく死亡した。運転上の**注意を怠った**として、自動車運転処罰法違反（過失致傷）の疑いでトラックを運転していた土木作業員の男性容疑者（74）を現行犯逮捕した。警察によると、右折した容疑者が、歩いて横断していた女性をはねたとみている。

# 横断歩道なし、横断の92歳女性、はねられ死亡

2014年10月15日(水)11時18分

１４日午後７時１０分頃、石川県の市道を歩いて横断していた近くに住む無職女性（９２）が、会社員（５６）の軽乗用車にはねられ、全身を強く打ち、外傷性ショックで死亡した。警察の発表によると、現場は片側１車線のほぼ直線道路で、横断歩道はなかった。

# 信号待ちの幼稚園の送迎バスに追突

2014年10月15日(水)14時12分

15日午前8時ごろ、静岡県の市道で、女性（40）の乗用車が、信号待ちで停止していた幼稚園の送迎バスに追突した。バスには運転手の男性（65）と園児6人、職員1人が乗車していたが、けが人はいなかった。